

平成 27 年 2 月 17 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟第 8 回口頭弁論について

本日 15 時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 8 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から 6 次（平成 26 年 9 月 16 日）にわたり、提訴されたものであり、当社は、原告の請求の棄却を求めています。

今回、当社は、準備書面を提出し、福井地裁判決 に対する反論を行ったほか、川内地域の避難計画を含む緊急時対応は具体的かつ合理的な内容のものであること、火山事象によって放射性物質の大量放出事故が発生する具体的危険性はないこと等を主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

平成 26 年 5 月 21 日、関西電力株式会社の大飯発電所 3、4 号機の運転差止めを認めた福井地方裁判所の判決

以 上